

経済状況要件についての検討

資料 3

種別	現行基準	改正基準案	理由	解説に入れ込む内容
養育家庭 専門養育家庭	世帯の収入額が生活保護基準を原則として上回っていること。 ※下回っていても別紙様式により経済的に困窮していないことが確認された場合には、基準を満たすものとして取り扱う。 ※養育家庭（親族）については経済状況要件無し。	経済的に困窮していないこと、かつ、原則として世帯の収入額が生活保護基準を上回っていること。	第1回検討会議論を踏まえ、これまでも実態として生保基準だけではなく経済状況全体を確認してきていることから、要件を変更。ただし、別途解説において、貯蓄や負債についての確認等について記載する必要あり。	○経済的に困窮していないことを確認するため、申請書に記載する収入や資産、貯蓄に加え、負債（住宅ローンやその他借入金等）についても確認する。
【国の要件】(児童福祉法施行令) 経済的に困窮していないこと(要保護児童の親族である場合を除く。)。				
親族里親	要件無し	現行どおり	—	
養子縁組里親	養育家庭と同じ	養育家庭と同じ	養育家庭と同じ	
【国の要件】(児童福祉法施行令) 経済的に困窮していないこと(要保護児童の親族である場合を除く。)。				